

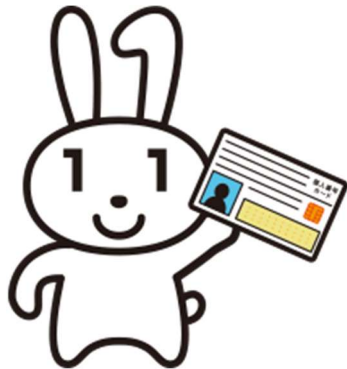
電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では以下の体制を整備しており、定められた診療報酬点数を算定しています。

ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施できる体制となっています。

イ マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

ウ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者様に無料で交付しています。



- 初診時 4点 (月に1回)
- 再診時 2点 (月に1回)

令和8年6月 春光会記念病院